

令和5年10月1日

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
TOMOE 株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、また女性が活躍できる雇用環境を整備し、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和5年10月1日 ～ 令和10年9月30日 までの 5年間
- 2 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など諸制度の周知や情報提供を行う。

〈取組内容〉

- ・令和5年10月～ 法に基づく諸制度の調査
- ・令和5年11月～ 対象者に制度情報提供を個別に行う。
- ・令和6年 4月～ 社内掲示等での周知を検討する。

目標2：年間10日以上の子次有給休暇が付与される従業員一人当たりの年間平均取得日数を12日以上とする。

〈取組内容〉

- ・令和5年10月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- ・令和6年 1月～ 年次有給休暇の取得促進のためのチラシを作成する。
- ・令和6年 4月～ 掲示等により全従業員へ周知する。
- ・令和6年 4月～ 取得時の相互サポート体制を整備し、年次有給休暇を取得しやすい環境作りを進める。